

施設基準について

当クリニックは、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

月初めには、必ず保険証またはマイナンバーカードの提示をお願いいたします。

当クリニックでは関東信越厚生局に厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出を行っております。

■基本診療の施設基準に係る届出

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 連携強化加算

■特掲診療の施設基準に係る届出

- ・ がん治療連携指導料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

《電子的診療情報連携体制整備加算》

当クリニックでは以下の通り電子的診療情報連携体制整備加算の体制を整備し活用しております。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した診療報酬明細書を、患者さんに無料で交付しています。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- ・ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・ マイナンバーカード保険証利用率（30%以上）
- ・ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんからの健康に係る相談に応じる体制を有しています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付、医療DX推進の体制に関する事項について、院内の見やすい場所及びホームページ等にも掲示しています。
- ・ 国が推進する電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の医療DX推進体制については、今後その導入に向けて検討・対応を進めてまいります。

上記の体制により令和8年6月の診療報酬改定に伴い、

令和8年6月1日より初診の算定時に「電子的診療情報連携体制整備加算3」を月に1回に限り4点
再診の算定時に月に1回に限り2点を算定します。

医療DXを通じて質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

《情報通信機器を用いた診療に係る基準》

当クリニックでは、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診の場合、以下の処方ができない場合があります。患者様の状況に応じて対面診療をお勧め

めする場合がありますので、ご了承ください。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上処方

《外来感染対策向上加算・連携強化加算》

当クリニックでは院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員一同院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施します。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・新興感染症の発生時に都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体ホームページで公開しています。

《一般名処方加算》

当クリニックでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

不明な点は医師よりご説明いたしますので、診察の際にご相談ください。

《長期収載品の選定療養について》

令和6年度の診療報酬改定に基づき、2024年10月1日から長期収載品(後発医薬品がある先発医薬品)を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。

◆対象となる医薬品

- ・外来患者様の院外処方、院内処方
- ・後発医薬品が発売され、5年以上が経過した先発医薬品(準先発医薬品も含む)
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える先発医薬品

◆対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

◆自己負担額について

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※別途消費税が課税されます

《生活習慣病管理料（Ⅱ）》

令和 6 年（2024 年）6 月 1 日に診療報酬改定により、高血圧症、脂質異常症、糖尿病で通院されている患者様に対して、『特定疾患療養管理料』に代わり、『生活習慣病管理料』を算定しております。

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』、または口頭での同意をお願いしております。

生活習慣病の管理を効果的に行い、重症化の予防を図ることを目的としていますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）》

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。これにより患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、これはスタッフの賃上げにすべて充てられます。ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ベースアップ評価料について（厚生労働省 HP）へリンク

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001303600.pdf>

《物価対応料》

当クリニックでは、昨今の急激な物価高騰（光熱水費や医療用資材・医薬品の価格高騰など）に伴い、患者様へ安心・安全な医療を継続して提供するための体制維持として、令和 8 年 6 月厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

初診、再診時に所定の点数が加算されます。

初診時：2 点 再診時：2 点 訪問診療時：3 点

《持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算、遠隔モニタリング加算》

「持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算」の算定について、当クリニックでは、睡眠時無呼吸症候群等に対する持続陽圧呼吸療法（CPAP 療法）について、厚生労働省が定める施設基準を満たし、専門的かつ継続的な管理体制を整備しております。つきましては、令和 8 年度診療報酬改定に伴い、CPAP 療法の管理の質をさらに向上させるため、新たに「持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算」を算定しております。当院では、遠隔モニタリングなどを活用し、患者様の治療継続状況や体調の変化をきめ細かく把握・サポートしております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「遠隔モニタリング加算」の算定について、当クリニックでは、睡眠時無呼吸症候群などで在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP 療法）を行っている患者様に対し、情報通信機器を用いた遠隔モニタリングを実施しております。これにより、患者様の治療状況（機器の使用状況やデータ）を医療機関側で適切かつ継続的に把握し、安全な療法の実施をサポートいたします。この取り組みにつき、厚生労働省の規定に基づく「遠隔モニタリング加算」を算定させていただく場合がございます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。